

(案)

秋田自動車道暫定2車線区間4車線化事業に係る
大堤沢遺跡発掘調査に伴う遺跡図形システム等賃貸借契約書

秋田県埋蔵文化財センター所長 大泉 真（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、次の条項により遺跡図形システム等（以下「賃借図形システム」という。）の賃貸借契約を締結する。

（契約の趣旨）

第1条 この契約は、当該契約物件を乙が甲の使用に供するとともに、賃借図形システムが常時正常な状態で稼働し得るよう保守を行うことを目的とする。

（契約の目的）

第2条 甲は、賃借図形システムを大堤沢遺跡発掘調査のために使用する。

（契約対象物件及び設置場所）

第3条 契約対象物件及び設置場所は、別紙のとおりとする。

（契約期間等）

第4条 契約期間は令和7年 月 日から令和8年3月31日までとする。また、賃貸借期間は令和7年8月25日から令和8年3月31日までとする。

2 乙は、契約期間初日までに賃借図形システムを甲の指定する場所に納入し、甲の検査を受けるものとする。

（契約賃貸借料及び消費税額）

第5条 賃借料は 円とし、内取引に係る消費税及び地方消費税額は 円とする。

2 消費税及び地方消費税率が改正された場合、甲と乙は税率の変更による増加額相当分の変更契約について協議する。

（賃貸借料及び消費税額の支払い）

第6条 乙は、前条の賃借料を甲の定める手続きに従って、翌月以降に甲に対し請求するものとする。

令和7年 8月25日 ～ 令和7年 9月30日分	円
令和7年10月 1日 ～ 令和7年10月31日分	円
令和7年11月 1日 ～ 令和7年11月30日分	円
令和7年12月 1日 ～ 令和7年12月31日分	円
令和8年 1月 1日 ～ 令和8年 1月31日分	円
令和8年 2月 1日 ～ 令和8年 2月28日分	円
令和8年 3月 1日 ～ 令和8年 3月31日分	円

2 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に使用賃借料を支払うものとする。

3 前条第2項の規定により使用賃借料を変更した場合、変更による差額の支払期日は、甲乙協議のうえ別に定める。

（機器の保守）

第7条 乙は、賃借図形システムを甲が常時正常な状態で使用できるよう、調整、修理または部品の交換等、所用の保守を行うものとする。

2 乙は、賃借図形システムが故障した場合は、甲の請求により直ちに乙の社員を設置場所に派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させるものとする。

（機器の交換または改造）

第8条 機器の交換または改造は、あらかじめ文書をもって乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。

2 交換または改造によって契約内容を改訂する必要がある場合は、変更契約の締結をするものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は隠れたる瑕疵により機器の運転及び操作に支障または不能を生じたときは、速やかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

(損害賠償の請求)

第10条 甲の過失により賃借図形システムの全部又は一部を損壊した場合、甲は遅滞なくこれを修復するものとし、その費用は甲が負担するものとする。

(機密漏洩の禁止)

第11条 乙または乙に関わる従業員は、保守その他の実施に当たって知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第12条 甲または乙は、1ヶ月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。

2 甲または乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき、文書をもって通告し、この契約を解除することができる。

(機器の返還)

第13条 第4条または前条規定によりこの契約が終了したときは、甲は速やかに賃借図形システムを乙に返還するものとし、それに必要な経費は乙が負担するものとする。

2 乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに契約機器を引き取るものとする。

3 機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。

(善良な管理者としての義務)

第14条 賃借図形システムの所有権は乙に帰属し、甲は、当該物件を常に善良なる管理者の注意をもって使用及び管理すること。

(権利の譲渡)

第15条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利または義務を他人に譲渡し、または継承させてはならない。

(契約保証金)

第16条 契約保証金は 円とする。(※納付の場合)

秋田県財務規則第178条第 号により契約保証金は免除するものとする。(※免除の場合)

(疑義の解決)

第17条 この契約について定めのない事項または疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 秋田県大仙市払田字牛嶋20
秋田県埋蔵文化財センター
所 長 大 泉 真

乙